お知らせ

T 和 0 中 12 月 10 日	
担当課	建築指導課
担当者	中山、仲
内線番号	4392、4415
直通番号	(086)226 - 7499



建築基準法等の改正と円滑な法施行に向けて!



脱炭素社会の実現に資するため、建築基準法及び建築物省エネ法が改正され、令和7年4月1日に施行されますので、改正の概要と円滑な法施行に向けた取り組みについて、お知らせします。

1 主な改正の概要

(1) 省エネ基準適合の義務付け

住宅も含め新築等する原則全ての建築物に省エネ基準適合が義務付けられ、適合審査は建築確認審査の中で実施します。

(2) 木造建築物の建築確認手続きの対象の拡大等

床面積 200 ㎡超

ア 新築等:都市計画区域外においても※に示す規模で建築確認手続きが必要になります。

(現 行) 3 階建て以上又は 床面積 500 ㎡超 ※(改正後) 2 階建て以上又は



イ 大規模なリフォーム:区域に関わらず※に示す規模で建築確認手続きが 必要になります。

ウ 建築確認において構造審査を省略していた対象規模を見直し、※に示す 規模で、構造安全性の審査を実施します。

2 施行日

令和7年4月1日

(同日以降に工事着手するものに適用されます。令和7年3月末以前に確認申請が確認済みになっていても4月1日以降に工事着手する場合は、完了検査において省エネ基準適合や構造安全性の検査を受ける必要があります。)

3 今後の予定(円滑な法施行に向けて)

(1) 岡山県建築士サポートセンターの開設

設計や申請手続きを行う建築士を対象に、申請図書の作成方法等の相談に 対応するサポートセンターを開設します。

- ・開設場所:岡山県建築住宅センター(株)
 - (岡山市北区北長瀬表町 3-17-24)
- ·業務開始:令和7年1月7日
- ・申し込み:同社ホームページで事前予約の上、対面で相談対応 (無料)
- (2) 設計者向け講習会の開催
 - ・岡山会場(定員 200 名) ピュアリティまきび(岡山市北区下石井 2-6-41) 日時:令和7年2月 5日(水)13時~16時
 - ・津山会場(定員150名)津山市総合福祉会館(津山市山北520)
 - 日時:令和7年2月12日(水)13時~16時
 - ・申し込み:土木部都市局建築指導課ホームページから (無料)